

テーマに関するこれまでの主な意見

第5回の議論を踏まえ追記

質保証システムの全体像

(質保証システムの存在意義)

- 学生のことを考えると、一切規制をかけずに、大学を作りたければ自由に作り、質が伴わない大学は誰からも選ばれずに淘汰されていくというようなことにはできない。そのために設置基準による事前チェックの仕組みがある。その上で、学びたい学びが確保できるかということを保証する仕組みとして、認証評価を含めた事後的なシステムがあり、それが質保証の基本的な仕組みとなっている。
- 個別の大学単位で質が担保されているかどうかという次元でなく、大学のシステム全体がどうすればクオリティを上げていくことができるのかという観点が必要。
- 21世紀へ向けて大学の質をどう保証するのかという方向で議論を進める必要。
- 日本の大学は国際的な環境下にも置かれている訳で、学生の流動性を確保するためにも、各大学の個別の質と日本の高等教育の質を確保していかなければならない。そのために設置基準をはじめ質保証システムがあるという認識が必要。
- 自分たちはどう教育の質を担保し、カリキュラムを組み立てているのかということを検証するシステムを持っているかが質保証のシステムを成立させている。一方で、それすらできていない大学をどうするのかという問題も生じる。
- 職業人を育てる大学や学術研究を推進する大学など、日本の大学は様々な役割を持っている。地域貢献を目指す大学と研究者を育てる大学とでは、重視する点が異なる中で、システムの受け入れられ方も変わっていく。

(トータルシステムとしての質保証システム)

- 事前規制から事後チェックという大きな移行をしてきた中で、設置基準の大綱化・準則化、届出制の導入など自由度を増す一方で、自己点検・評価、情報公表の義務化、認証評価制度の導入など、緩和と強化が並行して取り入れられてきた。これにより、社会の変化に柔軟に対応できる大学の多様化は進んできた。一方で、大学がどんどん増加し、中には非常に意識の低い大学も参入していると言わざるを得ない状況であり、当初、劣悪大学は自然淘汰されるという市場原理が考えられていたが、これが十分に機能していないのではないかと。
- 実効性のある質保証のシステムを構築するには、設置認可（事前チェック）を厳格化する、あるいは認証評価（事後チェック）で厳格に確認し、問題がある場合はいわゆる「退場」もありうる制度を構築することになり、どのようにバランスを取っていくかということが重要である。
- 設置基準や設置認可審査のプロセスは単なる必要条件であり、大学の構想や取組に対し

て最低限揃っているかを確認しているだけで、十分条件についてはどこかで保証されているわけではない。大学が質の高いレベルであるいは理想とするレベルで質が保証されているのかといった十分条件については、認証評価はその一部分しか見られておらず認証評価だけでは限界があり、各大学の内部質保証を含めたトータルで質保証の問題を考
えていくことが必要ではないか。

- 今後コロナの影響や、国際化・多様化への対応など、設置基準の緩和という方向になるだろうが、その際の大学の質の保証が問題になり、内部質保証として大学が自ら改善していき、それを認証評価でチェックすれば良いという方向になるかもしれない。しかしながら、認証評価は基準を各機関が定めて見ていくというものであり、認証評価に多くを求め過ぎると機能しなくなってしまう。大学自身が内部から保証する部分と外部から保証する部分のバランスをトータルシステムとして見なければならないので非常に難しい議論になる。
- 設置基準で規定されているものに関して、一つ一つ検討をして、時代に合わないものを考え直していくということが必要ではないか。その上で、現行の設置基準にはないが、今後求められるものについて、設置基準に盛り込むのか、認証評価などで見ることにするのか仕分けていくことが必要。
- 質保証システムの見直しに当たっては、システムができれば何か全ての質が保証されるものはなく、全てをこのシステムで見るべきと考える必要はないと考える。システムを硬直的に考えすぎると、流動性が低くなり、かえって個別の大学の負担が大きくなりすぎる。
- 質保証を考える上で、大学の2極化という問題があり、リスクベースの質保証システムを取り入れていかなければならないと考えている。問題のある大学はしっかりと確認して、問題のない大学は認証評価を簡素化するというコンセプトが必要になるのではないか。例えば、通常は設置審査を厳しくして、あるいは初回の認証評価を厳しくするようなシステムを取り、内部質保証を重点的に確認し、できている大学の手続は簡素化するというような2極化の発想をどのように設置基準やシステムに組み込んでいくのか議論できればと考えている。
- 大学の多様化、グローバル化、オンライン化に合わせた質保証システムの見直しが必要。具体的には、大学の二極化を踏まえリスクベースのアプローチ、国際通用性をもった質保証システムの見直し、ハイブリッド授業に対応した質保証システムの見直しが必要。
- 設置認可、設置計画履行状況調査（アフターケア）、認証評価それぞれの段階で厳しい判断を行うことには限界があり、基本的には大学の自己責任で情報公表をもっと共通化、義務化してく方向が考えられるのではないか。

(質保証システムの国際通用性)

- 海外の大学と単位互換でも問題ないように、学位や分野ごとの水準を保証する仕組みを共通基盤として整えるべき。もしくは、国として難しいのであれば、大学間でそうした共

通基盤を作る取組をエンカレッジしなければならない。

- 学位の質をどう考えるか。学位の名称が多すぎるのは問題ではないか。学位の国際通用性の観点からもその在り方について考えることが必要。
- 国際通用性のある質保証を考える際には、学位の種類や分野のレベルという側面と各大学が独自の観点で質向上するといった側面があり、前者について日本は議論が進んでいない。

「質が保証されている大学」とは

- 「質が保証されている大学」についてという根本的な部分をまずしっかりと議論することが重要。最初にこの部分を議論しつつ、個別具体論に入り、また全体の議論に戻って最終的にどう整理できるのかという観点で進めていく必要。

(学修成果による質保証)

- 学生数や教員数、施設の面積・設備といった外形的な基準により大学教育の質保証を行うという考え方から、学生が何を身に付けたのか、何ができるようになったのかという学修成果による質保証へと変わっていくべき。
- 入学時のいわゆる偏差値による質保証から、卒業時の多元的な成果による質保証が求められる。
- 教える教員側の「教育の質」も重要であるが、学ぶ学生側の「学びの質」が保証することを制度的にどう担保することができるのかが必要。
- 大学間あるいは社会との間で学生の学修成果を確認するような仕組みができないか。
- 「学修者本位」といったとき、学びたいことを学べることが学修者本位なのか、力をしっかりとつけてあげることが学修者本位なのかは、しっかりと議論しなければならない。
- 「教学マネジメント指針」に掲げられた取組が行われていることが必要。
- 「教学マネジメント指針」は、グランドデザイン答申にも掲げられた学修者本位の教育への転換を実現するという大きな目標を果たすために必要な考え方、理念を盛り込んでおり、今後、各大学において具体的に取組まれることを期待したい。
- 大事なことは学修成果を可視化し、授業レベルでの質保証を超え、各科目や科目群がディプロマ・ポリシーに紐づけられること。各大学は内部質保証として、それがどのように評価されるのかを考えることが必要。
- 学位プログラム毎には評価ができていない。大学側で教員構成を含めた学位プログラム毎の適切性をきちんと説明するシステムが必要。

(授業内容・授業方法)

- 教育の質保証を行うためには、細切れの授業科目を多く薄く学ぶという体制から、深く学ぶという体制に大学教育を変えていくことが重要。
- 教育の質保証を担保するためには教員の意識を変えていくことが必要。オンライン授業が進む中では、TAの関与や教員間のチーム・ティーチングといったことも重要。

(多様化の中での質保証)

- リカレント教育をはじめ、多様化の中での質保証はこれからの質保証を考える上で重要な視点。
- 大学の質保証を考える場合、大学の多様性を認める限りは、各大学の学位の質ということになるのではないか。
- 教員や学生の多様性を確保するためには、設置基準等の中で、多様性を担保できることが必要。学部・学科等の設置や見直しが柔軟かつスピーディにできるようにしないと、社会の動きや地方の人材ニーズに対応できない。
- 学ぶ目的も年齢層も大学教育に至るまでの過程も様々であり、学生が多様化している。そのような中で学修者目線からは、リメディアル教育を強化し、入学した学生を高等教育の土俵に乗せて成長させていくということも考えなければならない時期に来ている。

(質保証を担う人材)

- それぞれの大学、教職員レベルまで質保証の考え方を浸透させていくことが重要。
- 大学の質保証、評価についての業務を遂行できる人材を育成することも必要。
- 質保証システムを機能させるためには、設置認可審査にせよ、認証評価にせよ、何のためにこのような取組を行っているのか、その目的や意味づけについて大学関係者で共有し、一人ひとりが共通理解を図ることが必要ではないか。
- 大学の質保証というものは、それぞれの大学及び教職員の問題であるということが基本であると考えている。質保証の仕組みの目的や効果について、大学の中あるいは教職員の中で共通の意識を持つことが非常に重要である。

(質保証への学生の参画)

- 学生というものを大学の重要な構成員として捉えて、内部質保証の中に組み込んでいくことも重要ではないか。
- 学修者本位ということを見ると、学生が何を身に付けたか、何ができるようになったかという学修成果に基づく質保証が重要。そのためには、学生が質保証システムに参加

する仕組みが必要。

- 全国学生調査を活用し、ある程度共通したものを用いることによって、評価者や入学してくる学生にとっても分かりやすいものになるのではないか。
- 評価の水準という意味では、社会あるいは企業等の視線を取り入れ、第三者の目として、統一的に見るような仕掛けが必要ではないか。
- 歴史的な背景や社会との関係も異なる中で、日本の制度に組み込んでいく上では、十分な検討が必要となる。例えば、外部の目を評価者の中に入れてとしても、ピアレビューとしての歴史を積み上げてきたこととの刷り合わせが必要となるだろう。

(情報公表)

- 学生はもちろん、地域社会に対しても情報発信を一層充実させていく必要性があるのではないか。
- 大学が社会になかなか理解されていないという点に関して、今後は、分かりやすく情報公表していくという、情報公表と質保証ということが求められてくるのではないか。例えば、大学、学部の特徴を分かりやすく、大学で言うと3つのポリシーに示して、ディプロマ・ポリシーでどのような力が身に付くのかなどを伝えることが必要であるし、アドミッションポリシーで入学前の準備等についても伝えていく、しっかりと説明責任を果たしていくことが必要。情報公表の質保証についても必要。